

欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性について
サムスンに異議告知書を送付

2013 年 1 月 7 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、昨年 12 月 21 日、サムスンがアップルに対して多数の EU 加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていたことについて、EU 反トラスト規則が禁じている支配的な地位の濫用に該当するとの予備的見解をサムスンに通知した旨、プレスリリースを行った。

本プレスリリースは、侵害差止めの手段に訴えることは特許侵害に対する有力な救済手段であるが、標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、公平で妥当で差別の無い、いわゆる「FRAND条項 (fair, reasonable and non-discriminatory terms)」によるライセンスを受けるべく交渉する意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得るとしている。

ただし、当該異議告知書の送付は本件の調査の結論を予断するものではない旨、同プレスリリースは付言している。また、同日に公表された本件に係るメモランダムにおいて、欧州委員会は、特許侵害差止めによる救済は一般的に正当なものであること、知的財産権は、単一市場における重要な基盤であるが故に、イノベーションを促進する重要な役割を果たすものであること、本件は特許保有者による侵害差止めの使用をなくそうとしているのではなく、むしろ必須特許に係る侵害差止請求が本件のような例外的事例において、支配的地位の濫用を構成し得るとの予備的見解を示したものに過ぎないことなどを明言し、原則として、産業における特許権の果たす役割の重要性を確認している。

本プレスリリースによると、欧州委員会の競争政策担当のAlmunia副委員長は、「知的財産権は単一市場における重要な基盤であるが、知的財産権は、産業標準の実施に必須のものである場合には、産業標準が商標活動と消費者に多大な利益をもたらすものである以上、濫用されてはならない。企業（注：本件についてはサムスン）が自身の特許を産業標準に提供し、これを公正な対価でライセンスすることを誓約していた場合には、ライセンスを受ける意思のある者（注：本件についてはアップル）に対する侵害差止めの行使は反競争的行為たり得る」とコメントしている。

このように、欧州委員会は、今般の予備的見解の射程が、あくまで必須特許に係る特許保有者自身のFRAND条項に基づくライセンスを行う旨の誓約に反し、かつ侵害者がFRAND条項に基づくライセンスについて交渉する意思があるという特定のケースにおいてのみ妥当するものである旨強調している。特に同プレスリリースにおいても、「例えば、ライセンスを受ける意思がない者の場合 (for example in the case of unwilling licensees)」には、本異議告知書の予備的見解は妥当しない旨を明示している。

標準化機関は、一般に、参加者に対して技術標準の必須特許であると宣言した特許を FRAND 条項に基づいてライセンスすることを誓約するよう要求しており、これによって当該技術標準への効果的なアクセスを確保しつつ、必須特許保有者によるいわゆる「ホールドアップ」が引き起こされるのを未然に防止しようとしている。特に、2010年12月14日に改定された標準化協定に関する欧州委員会のガイドラインにおいて、欧州電気通信標準化機構（European Telecommunications Standards Institute : ETSI）を含む標準化機関には、技術標準の必須特許の保有者に対し、FRAND 条項に基づくライセンスを行うことについて撤回不可能な誓約を求めるべきことが推奨されている。

問題となっているサムスンの標準必須特許は、ETSI の第三世代移動体通信システム（3G/UMTS）標準に関するものであり、携帯・無線通信の重要産業標準であるところ、当該技術標準が欧州で採用された際に、サムソンはそれらの特許が同技術標準に必須である旨宣言しており、それを FRAND 条項に基づいて他社にライセンスする旨誓約していた。その後、2011 年になって、サムソンは多数の EU 加盟国の裁判所において 3G/UMTS 標準の必須特許をアップルが侵害している旨主張し、侵害差止請求を開始していた。

欧州委員会は、昨年1月31日、サムスンの当該行為が EU 運営条約（TFEU）第102条により禁止されている支配的地位の濫用に該当するか否かについて判断すべく、正式な調査を開始していた。

本件に係る異議告知書の予備的見解は、差止請求権の行使を権利者にとって正当かつ産業における重要な基盤であるとの原則を維持しつつ、標準必須特許に関して上述のような特定のケースにおける特許保有者の行為を反競争的である可能性があるとし唆している。これは、上述の標準化協定に関する欧州委員会のガイドラインの考え方を個別事例に適用して追認したものであり、我が国及び米国における同様のケースにおける基本的考え方¹と

¹ 公正取引委員会は、2007 年 9 月 28 日改正の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において、以下の基本的考え方を示している。「例えば、標準化活動に参加していない事業者が当該活動により策定された規格について特許を有していた場合に、規格を採用する事業者に対して当該特許をライセンスすることを拒否したとしても通常は独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、拒絶された事業者が規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり、当該製品市場における競争が実質的に制限される場合には私的独占として、競争が実質的に制限されない場合であっても公正な競争を阻害するおそれがある場合には不正な取引方法（その他の取引拒絶等）として独占禁止法上問題となる」

米国においても、*Qualcomm* 事件第三巡回区控訴裁判所判決（*Broadcom Corp. v. Qualcomm Inc.*, 501 F. 3d 297 (3rd Cir. 2007).）は、特許権者である *Qualcomm* が 3G/UMTS に係る標準策定の過程で FRAND 条項に基づくライセンスを行う旨を誓約していたにもかかわらず、それを翻して競合他社である *Broadcom* に差別的に高額なライセンス料を要求したことについて、「詐欺的な（deceptive）」FRAND 条項に係るライセンスの誓約であるとして、反競争的行為である旨を判示している。

大筋で方向性を同じくするものと言えよう。

本件に係る上記メモランダムにおいて、欧州委員会は、必須特許に関する問題について、米国司法省（US Department of Justice）及び米国連邦取引委員会（US Federal Trade Commission）と緊密に連絡を取っている旨明言している。欧州委員会のコメントのとおり、本件の調査の結論が確定した訳ではないが、本件に係るプレスリリースは、標準化をめぐる特許権の取扱いについても、今後、国際調和が進んでいくことを大いに期待させるものとなった。本件の最終的な結論を含め、欧州における特許と標準をめぐる議論の動向に引き続き注目していきたい。

— 欧州委員会の本件に係るプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard-essential patents](#)

— 欧州委員会の本件に係るメモランダムは、以下参照 —

[Samsung – Enforcement of ETSI standards essential patents \(SEPs\)](#)

— 欧州委員会による本件に係る調査開始の経緯については、以下参照 —

[Antitrust: Commission opens proceedings against Samsung](#)

— 2010年12月14日に改定された標準化協定を含む欧州委員会のガイドラインに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、標準化の協定を含む水平的協力協定に関するガイドラインを採択（2010年12月27日）（PDF）](#)

— 公正取引委員会の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年6月29日策定，2007年9月28日改正）は、以下参照 —

[標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方](#)

（以上）